

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定基準

平成31年 3月25日

改正 令和5年12月13日

第1章 総則

(趣旨)

第1 この基準は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定に基づく認定において、市長が、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める建築物の基準について、認定事務の円滑な運用を目的として、必要な事項を定める。

(適用の範囲)

第2 建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3第1項各号のいずれかに該当するものについて適用する。

(用語の定義)

第3 この基準における用語の定義は、次に定めるところによる。

1 国等

国、地方公共団体及び法第18条の規定の運用について法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人をいう。

2 農道等

農道整備事業、土地改良事業等による道、河川若しくは海岸の管理用通路又は国等が管理する道をいう。

3 道路

法第42条第1項に規定する道路をいう。

4 位置指定道路の基準に適合する道

建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準及び道路の位置の指定要領（昭和55年8月制定）に適合する道をいう。

5 適用時

法第43条の規定が改正された建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）の施行日（平成11年5月1日）をいう。

第2章 認定基準

(省令第10条の3第1項第1号に該当する場合)

第1 敷地が農道等に接する建築物のうち、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの基準は、次の1及び2に該当するものとする。

1 農道等及び認定に係る建築物の敷地は、次の各号に該当すること。

- (1) 4メートル以上の幅員を連続して有し、道路に接続している農道等であること。
- (2) アスファルト舗装等により道路状に整備されている農道等であること。
- (3) U字溝、地先ブロック、境界杭等で明確に表示されている農道等であること。
- (4) 農道等の管理者と通行及び維持管理について協議が整い、支障がないと認められること。
- (5) 敷地は、農道等に2メートル以上接していること。

2 建築物は、次の各号に該当すること。

- (1) 農道等を道路とみなし、法第3章の規定を満たす建築物であること。
- (2) 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内であること。
- (3) 用途が法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外であること。

(省令第10条の3第1項第2号に該当する場合)

第2 敷地が位置指定道路の基準に適合する道（以下「道」という。）に接する建築物のうち、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの基準は、次の1及び2に該当するものとする。

1 道及び認定に係る建築物の敷地は、次の各号に該当すること。

- (1) 適用時から現に建築物が最低2棟以上立ち並んでいる道であること。
- (2) 道の所有者（道の一部に農道等が存する場合は、その管理者を含む。）と通行について協議が整い、支障がないと認められること。
- (3) 道の管理者と維持管理について協議が整い、支障がないと認められること。
- (4) 敷地は、道に2メートル以上接していること。

2 建築物は、次の各号に該当すること。

- (1) 道を道路とみなし、法第3章の規定を満たす建築物であること。

- (2) 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内の一戸建ての住宅であること。
- (3) 用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二（い）項第二号に掲げる用途であること。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成31年 3月25日から施行する。

この基準は、令和5年12月13日から施行する。